

2022年11月 日

目黒区長 青木英二様

目黒区鷹番3-1-1-302 目黒地区労働組合協議会

議長 井上晴雄

記録的な物価高騰に対して早急な賃上げを求める要請書

【要請次項】

急激な物価高騰に対して、健康で文化的な最低限度の社会生活ができる賃金を保障するために、

- ・目黒区および区政関係労働者の出来る限り早期での物価高騰に見合った大幅な賃上げをおこなうこと。
- ・目黒区雇用の会計年度雇用職員・臨時職員などの賃金を正規雇用職員と同等に行うこと。
- ・目黒区公契約条例に定める労働下限報酬額の大幅な引き上げを行うこと。

【要請の理由】

東京都最低賃金は、2022年10月1日に改正され、1072円となりましたが、この改定は、その後の消費者物価高騰の前にまったく不充分なものとなっています。まさに、最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率が最低賃金の上昇分を上回り、非正規雇用など最低賃金近傍の労働者始め多くの労働者が生活困難に直面しています。

2022年11月の東京都区部消費者物価総合指数中旬速報値（11/25 総務省）では、前年同月比で3.6%と更なる上昇率となっております。食料は6.7%、ガス代は32.5%、電気代は26.0%もの上昇となっています。持家の帰属家賃を除く総合は4.7%です。中央最低賃金審議会公益委員見解は、当時3.0%程度であった持家の帰属家賃を除く総合を上回るものでなければならないとして31円（3.3%）の引上げにし、その結果東京地方最低賃金審議会も31円（3.0%）の引上げを答申したこと、現行の1072円となりましたが、物価は、消費税の影響を除くと1982年6月以来、まさに40年7ヶ月ぶりの上昇幅となっており、物価高騰対策としての賃上げが求められています。

目黒区の臨時職員の最低時給は、現在募集中の学校警備員（登録者）（会計年度任用職員）でも「時給約1,111円」と極めて低額となっています。現行の東京都最低賃金時給1072円は上回るもの、我々が求める早期の大幅な最低賃金再改定を考えれば、2023年度中に最低賃金に抵触する恐れのあるものです。職員の初任給改定などにみあって直ちに引き上げをもとめます。また2023年度予算措置においては、物価高騰：大幅賃上げに見合った予算措置を求めます。

区の関連する職場での求人をみると、これも現在募集中「認証・認可保育所 小規模保育 ビーフィア中町保育園 保育士アルバイト・パート：時給1200円

社会福祉法人 信正会（目黒区碑文谷） 保育士パート：時給1200円 と極めて低額な状態が続いている。有資格保育士でも東京都最低賃金を28円上回るにすぎません。政府のいわゆる「公定価格」に関わる賃上げは極めて不十分な状況です。目黒区での保育あるいは介護などの公的な職場において、最低賃金を支払っているか、運営補助金不正とともに、賃金実態も調査し、賃上げを図る指導を行う事を求めます。

会計年度任用職員についても、2022年度人事委員会勧告を受けての給与改定で、正規職員の賃金・ボーナスが引き上げられるにも関わらず、据え置きが図られていると聞きます。近年中小企業でも適用となった「短時間・有期雇用労働者等に対する不合理な待遇の禁止等を定めた法制度（パートタイム有期雇用労働法）」の観点からも、差別的取り扱いは不当です。初任給引上げに見合った賃上げ、正規職員と同等のボーナスの引上げを求めます。

目黒区公契約条例においても、下限労働報酬額の大幅な引き上げを求めます。全国的にもこの下限労働報酬額が地域最低賃金との差をちじめている傾向があります。条例制定の本旨に基き、地域最低賃金を数十パーセントうわまわる状態を維持するよう、大幅な引き上げを求めます。

目黒区が、物価高騰の緊急事態に対して、地域の賃金水準引き上げに向け、自治体として、また自らも雇用者として十分責務を果たされることをもとめ要請致します。以上